

浦安市資産・債務改革の推進に関する指針

平成 22 年 3 月策定

はじめに

平成18年度に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」が制定され、その中で、地方自治体においても、資産及び債務に関する実態把握や改革に取り組むべき旨が規定されました。同年8月31日には総務省から、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が通知されました。

この指針の中で、地方自治体は、「地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）」として、以下の2点に取り組むべきことが示されました。

（1）公会計の整備

「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表の整備を標準形とし、関連団体等も含む連結ベースで、公会計の整備の推進に取り組むこと。

（2）資産・債務管理

財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定すること。

本市では、平成12年度決算からバランスシート（貸借対照表）を作成・公表し、その後、出資団体を含んだ連結ベースのバランスシート等も作成・公表してきました。さらに、この指針に基づく取り組みとして、平成18年度決算からは、総務省の基準モデルに準拠した財務書類4表を作成・公表してきました。

このような状況で、本指針は、上記に基づき、未利用財産の売却促進や資産の有効活用に関し、取り組みの方向性と具体的な施策について定めるものです。

1. 資産活用の方向性

現在、本市が保有している土地や建物は、市民が納めた税金を使って長い年月をかけて取得し、整備してきた大切な市民の財産です。

この貴重な公有財産を有効に活用するために次の2つの方向で資産活用に取り組みます。

(1) 公有財産の把握と総務省方式基準モデルに基づく財務書類の作成を通じて、公有財産の適正な管理を図ります。

引き続き、本市が保有している公有財産の資産評価等の把握を行い、「総務省方式基準モデル」に基づいた財務書類4表を作成することにより、公有財産の保有状況を明確にし、適正な管理を図ります。

(2) 未利用財産の売却と公有財産の有効活用等を推進します。

未利用の公有財産については、売却すべきかどうかの検討を行います。その結果、売却可能な公有財産は、維持管理に係る経費の削減と財源としての活用を図るため、売却等の処分を推進します。

また、売却できない公有財産については、新たな財源の確保といった面から、貸付や広告事業の導入など多面的な検討を行い、より有効な活用を推進します。

2. 具体的な施策

資産活用の方向性に基づき、本市が保有している公有財産の有効活用について次のとおり進めます。

(1) 財務書類4表の作成

本市の公有財産台帳を整備するとともに、総務省基準モデルに基づき財務書類4表を作成します。

(2) 財務書類4表による財政状況の公表

出納閉鎖期間終了後、毎年8月末までに財務書類4表を作成し、分析を行い、市ホームページ等に掲載し公表します。

(3) 財務書類 4 表による債権の把握

財務書類 4 表を作成する中で、市の債権を適確に把握します。このうち、未収金については、浦安市債権管理条例等に基づき、適正な処理を行います。

(4) 公共施設の計画的な保全

公共施設の長寿命化やトータルコスト縮減を図るため、公共施設長期保全計画に基づき、公共施設修繕基金の活用を図りながら、適正な保全を行います。

(5) 売却可能資産の把握

活用されていない公有財産の把握を行うとともに、所管部署より売却可能と判断された公有財産について、浦安市資産・債務改革検討委員会において検討を行い、売却可能資産であるか否かの決定を行います。

【売却可能資産の範囲】

土地：普通財産で利用目的が定まっていない土地

建物：普通財産で利用目的が定まっていない建物

(6) 売却可能資産の売却

浦安市資産・債務改革検討委員会で売却可能資産として決定された公有財産について売却を行います。

【売却事例】

インターネット等を活用した公売

隣接地権者への売却の推進

(7) 売却できない普通財産の活用

売却できない普通財産については、暫定利用や貸付等多面的に活用方法の検討を行い、有効活用を図ります。

【普通財産とは】

行政財産以外は一切の公有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されることのないもの。

【活用事例】

交番や電力及び通信に伴う電柱・鉄塔用地としての貸付
民間への貸付
病院等の福祉施設への無償貸付
工事車両駐車場及び資材置き場等の短期貸付
暫定広場

(8) 余剰スペースの貸付の実施、目的外使用の検討

行政財産の貸付けのあり方や、余剰スペースの貸付けについて検討
します。

【貸付例】

特定の公共施設の駐車場の一部貸付
売店、自動販売機等に係る行政財産貸付

(9) 広告媒体としての積極的活用の推進

公有財産等への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな
財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化も期待でき
るので、この導入を推進していきます。広告掲載にあたっては、市の
イメージや公共空間としての良好な景観の形成にも配慮します。

また、既の実施している広告掲載の拡充を目指すとともに、バナー
広告、ネーミングライツ（命名権）などについても、検討を進めます。

【活用事例】

市民便利帳への広告掲載
公共施設等のネーミングライツ導入

【資産活用の方向性及び具体的な施策について】

| 資産活用の方向性 | 具体的な施策 |
|---|--|
| <p>公有財産の把握と総務省方式基準モデルに基づく財務書類の作成を通じて、公有財産の適正な管理を図る。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1．財務書類 4 表の作成 2．財務書類 4 表による財政状況の公表 3．財務書類 4 表による債権の把握 4．公共施設の計画的な保全 |
| <p>未利用財産の売却と公有財産の有効活用を推進する。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 5．売却可能資産の把握 6．売却可能資産の売却 7．売却できない普通財産の活用 8．余剰スペースの貸付の実施、目的外使用の検討 9．広告媒体としての積極的活用の推進 |

【タイムスケジュール】

| 具体的な施策 | タイムスケジュール |
|-------------------------|--|
| 1．財務書類４表の作成 | 引き続き実施 |
| 2．財務書類４表による財政状況の公表 | 引き続き実施 |
| 3．財務書類４表による債権の把握 | 引き続き実施 平成２２年度 債権管理条例に基づき事務手続き開始 |
| 4．公共施設の計画的な保全 | 平成２２年度以降公共施設長期保全計画を踏まえ順次実施 |
| 5．売却可能資産の把握 | 平成２２年度 売却可能資産の把握及び検討委員会での決定 |
| 6．売却可能資産の売却 | 平成２２年度以降実施 |
| 7．売却できない普通財産の活用 | 平成２２年度以降順次実施 |
| 8．余剰スペースの貸付の実施、目的外使用の検討 | 平成２２年度 行政財産貸付のあり方について検討 |
| 9．広告媒体としての積極的活用の推進 | 平成２１年度 市民便利帳広告掲載実施 平成２２年度 バナー広告やネーミングライツの導入検討 |